

令和 4 年 5 月 31 日現在

機関番号：10101

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2019～2021

課題番号：19K23146

研究課題名(和文)17世紀ドイツにおける聖職者・神学者の法学的素養：ケルン選帝侯領を中心に

研究課題名(英文)The Legal Knowledge of Clergy and Theologians in 17th Century Germany

研究代表者

前田 星(MAEDA, Hoshi)

北海道大学・法学研究科・協力研究員

研究者番号：60844587

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、ミヒャエル・シュタッパートとアントン・プレトリウスという二人の聖職者が魔女裁判について記述した史料を通じて、当時の聖職者たちがどれほど法学的な専門知を有しているのかを確認した。彼らは、少なくとも魔女裁判を批判する中では、刑事法的な専門的知識をほとんど利用していないように見える。このことがただちに当時の聖職者たちの法学的無知を示すわけではなく、法学的な議論を織り交ぜつつ魔女裁判を批判したタナーやシュペーの例もある。しかし、近世の聖職者たちの法学的な知の水準について、一定の示唆を与える研究となった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、それまで等閑視されてきた、宗教的・神学的な知が近世における刑法(学)の発展にどのような意義を持っていたのかということ、その知の担い手たちに着目して明らかにしようという大きな研究の一環である。この研究が完成することにより、従来考えられていた刑法(学)の発展の像を大きく修正することができ、ひいては近代刑法(学)の評価にも関わると思料する。

研究成果の概要(英文)：Through the materials of two clergy, Michael Stappert and Anton Praetorius, who described the witch trials, this study researches the extent to which the clergy in this time had legal expertise. They seem to have made little use of their criminal legal expertise, at least in their criticism of the witch trials. This does not immediately indicate jurisprudential ignorance on the part of the clergy in this time, as in the case of Adam Tanner and Friedrich Spee, who criticized the witch trials with jurisprudential arguments. However, the study does provide some suggestion of the level of jurisprudential knowledge of the clergy in the early modern Europe.

研究分野：基礎法学 / 西洋法制史

キーワード：魔女裁判 刑事裁判 聖職者

1. 研究開始当初の背景

本研究は、西洋における刑法(学)の発展の歴史の中で、しばしば等閑視されてきた宗教的・神学的要素(「宗教的・神学的な知」)がいかなる意義を持っていたのかというテーマに取り組むことで、従来の刑法(学)史の像を更新していくことを目指すものであった。

近代刑法の特徴のひとつは「世俗化」つまり宗教的要素の排除にあるといわれる。この近代刑法は、その原点を18世紀の啓蒙主義刑法に遡ることができるとされるが、しかしこのことは、それ以前、つまり近世の刑法における宗教的要素の否定的な評価にもつながっていた。このような見方に対して、近年ではD. ヴィロヴァイトのような法制史家によって、刑法(学)の発展における教会法や神学の影響の強さが指摘されつつある。それとともにヴィロヴァイトは、中世後期や近世の刑法史におけるこれらの研究が不足しているとも述べ、実際にドイツにおける普通法時代を対象にした、神学や教会法と刑事法(学)との関係を論じた研究は多くないのが現状であった。

2. 研究の目的

以上のような状況に鑑み、本研究では近世ドイツにおける刑法(学)の発展の中で、宗教的・神学的な知がどのような役割を果たしたのかを明らかにすることを大きな目的としていた。

とはいえ、上述のような広範な内容を含むテーマを包括的に研究することを個人で行うことは、困難といわざるを得ない。そこで、本研究ではいくつかの限定を設けた。それにより、研究の射程は狭まるものの、具体的な目的と手法が明らかになるからである。

まず、地域についてはドイツ西部を対象とした。研究代表者の専門とする地域であったことが大きな理由であるが、一方で豊富な史料の残存が期待されたからでもある。また、社会史的アプローチを採用し、知識そのものではなく、知の担い手に注目することにした。さらに、あらゆる法的問題を雑駁に拾い集めて検討することは不可能であり非効率的であるので、問題群を一定に絞る必要もあった。

この点で、研究代表者の専門である魔女裁判は、近世において刑法(学)と神学が交錯する領域であり、神学者や聖職者たちの手になる史料の残存も知られているため、格好の対象になると考えられた。

このような限定の上で、改めて本研究の具体的な目的を述べるならば、それは近世西部ドイツにおける「宗教的・神学的な知」の担い手と刑法(学)との関係性の一端を明らかにすることにあつた。とりわけ本研究では、魔女裁判というフィールドにおけるそういった関係性を、具体的な事例として分析することを念頭に置いていた。

3. 研究の方法

このような目的を設定した上で、本研究では社会史的アプローチをとり、「宗教的・神学的な知」の担い手であった神学部卒の神学者および聖職者たちを対象とし、彼らの法学的見解を調査することで、これを達成しようとした。これが、本研究が基本的に採用するアプローチである。

当初は、ケルン大学に保管されているとされる17世紀の神学部の学位論文を読解し、その中に見られる法学的知見を、同時代の法学者達の見解と比較検討することによって、神学

教育の中の法学的知識の水準を明らかにする予定であった。この手法は、後述する個別の神学者や聖職者の著作を対象として調査を行うよりも、量の面でも質の面でも芳しい成果が得られると期待されるが、そのためには長期の渡独が必要不可欠であった。

しかし、コロナ禍によって海外への渡航が制限されたことによって、上述の方法による研究は断念せざるを得ず、研究方法については大きく変更を余儀なくされた。そこで、さらに分析の射程が狭くなることと引き換えに、刊行されている史料のうち、個別の神学者や聖職者の手になる著作物を用いて、その中に見られる法学的見解を分析することで上記の目的を達成することを試みた。

4. 研究成果

「3. 研究の方法」に述べたように、コロナ禍によって本研究の手法は大きく変更せざるを得ず、それに伴い本研究の射程はいやが上にも短くなった。それでも、いくつかの調査結果、研究成果が得られ、それに伴って論文も刊行されている。

(1) ヴェストファーレン公領の聴罪師祭ミヒャエル・シュタツパート

ミヒャエル・シュタツパートは、17世紀にヴェストファーレン公領において聴罪司祭として活躍した人物である。彼は、魔女裁判において行われた「不法」について執筆しており、その「報告」は、ケルン選帝侯領ラインバッハから魔女迫害の故に逃亡した参審人ヘルマン・レーアの手になる、1676年に刊行された『無実の人々のきわめて切なる訴え』(1676年)の第12章(前文)と第13章(本文)に収録された。シュタツパート自身はこれを公開するつもりはなかったようであるが、彼の死後にレーアはこの報告をどのようにかして入手して、魔女裁判を非難する自身の著作の中に入れ込んだのである。そのような経緯であるため、この報告の原テキストは残存していない。

そのようなものではあるが、シュタツパートは21件もの魔女裁判において「不法」が行われたと主張している。そのうち興味深いのは、学識法曹ハインリヒ・フォン・シュルトハイスが関与したと思われる5件の魔女裁判の記録である。シュルトハイスは自らの最適だと考える魔女裁判の手続を説明した魔女裁判マニュアル『詳細なる手引き』(1634年)を執筆しているため、これらのケースを分析することによってシュルトハイスの法学的知識や手続論と実務との間の異同を論じつつ、どのような法的な問題があったのか、シュルトハイスがそれについてどのように考えていたのかをうかがい知ることが可能になる。その上で、シュルトハイスへの批判を介して、シュタツパートの法学的素養を測ることが可能となるのである。これらの報告を丹念に見てみた結果としては、シュタツパートには特段法学の知識があったようには思われず、その批判はもっぱら一般的な話に終始している。ここからは、シュタツパートが法学的知識を持っていなかったか、あるいは持っていたとしてもこの際に利用しようとしなかったということがわかる。少なくともシュタツパートの中では、法学的な知は運用されていなかったのである。なお、これらの研究成果については、学識法曹であるシュルトハイスの手続きを聴罪司祭であったシュタツパートの批判から検討するような形で、査読付き論文として『法制史研究』第70巻に掲載されている。

(2) カルヴァン派牧師アントン・プレトリウス

アントン・プレトリウスというカルヴァン派の牧師は、1560年にリップシュタットに生まれ、1613年にハイデルベルクにて没するまで、様々な著述活動を行った。彼は神学を学ん

だ後にヴェストファーレンでラテン語の教育に携わり、後にフランクフルト近郊のビルシュタインにてビューディンゲン伯の主任牧師に任命された。彼はそこで 1597 年に魔女裁判に直面し、その際に激しく抗議して裁判をやめさせたことが記録に残されている。彼は翌年、そのときの経験をもとに『魔術と魔女についての基本的な報告』という著作を残しており、その中で拷問に対する反対意見を述べている。

プレトリウスの著作を分析対象として選択した理由として、地域的また時代的に魔女学外が多発していたドイツ西部において活動していた聖職者の手になるものであったこと、この史料が四度も再版されたということが挙げられる。ところが、このプレトリウスについては、管見の限りではプロテスタントの聖職者によるプロソポグラフィがあるのみであり、カルヴァン派の牧師によって書かれたということも加味して、従来の研究に比べての新規性と発展性を期待できた。ところがプレトリウスの著作を見ていくと、一見したところ、純粹に法学的な議論を展開している箇所は少ないように見受けられる。また、引用についても、法学者や法令よりも、圧倒的に聖書などが多い。プレトリウスは上述のように神学を学んでいるはずだが、彼は道徳的な主張を根本に据えているようだ。この点については、現在活字化の努力を続けている。

以上のように、二つの例をみても、両者ともにこの時代の聖職者は、魔女裁判を論じる際にしばしば法学的ではなく、一般的な、あるいは道徳的な議論を行っていたことがわかる。しかし、この二人を一般化することはできない。なぜなら、バイエルンのインゴルシュタット大学に勤めていたアダム・タナーはその魔女裁判を批判する文献の中で、繰り返し法学的な議論を行っているからである。また、1632 年に出版された『刑事的警告』の中で、イエズス会士フリードリヒ・シュペーは確かに法学的な議論を織り交ぜながら(当時の刑法学の基準に照らしてのその主張の妥当性については一考の余地があるが)論じている。これらの反例を見ると、なお断言するには慎重にならざるを得ない。今後、可能な範囲で統計的な研究を行うことが必要となるが、さしあたっては、近世における聖職者たちのすべてが、拷問という極めて当時の刑法的な制度を論じたにもかかわらず、そして明らかに法的な問題であった魔女裁判に対して異を唱えたにもかかわらず、法学的な専門知をもってそれらを語ることを心がけたわけではないことは明らかになったといえるだろう。このことは、近世における刑事法の発展の中で「宗教的・神学的な知」の果たした役割を測る上で、一定の示唆を与えるものとなるだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 前田星	4. 巻 70
2. 論文標題 魔女裁判と学識法曹：ヴェストファーレン公領における魔女裁判実務	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『法制史研究』	6. 最初と最後の頁 41-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------